

- 1 最高人民法院による「人工知能関連紛争を法に従い審理することに関する意見」
- 2 最高人民法院による「著作権民事紛争事件の審理における法律適用上の若干の問題に関する解釈」（2026年）修正
- 3 国家広播電視総局による「微短劇発展管理弁法」

1. 最高人民法院による「人工知能関連紛争を法に従い審理することに関する意見」

最高人民法院は、2026年9月7日、「人工知能関連紛争を法に従い審理することに関する意見」（以下「本意見」という。）を公布した。本意見は、急速に発展する人工知能（AI）分野及びこれに伴って生じる紛争を対象として、中国社会の各界から広く関心が寄せられているAIの利用に伴う権利侵害問題に焦点を当て、AIに関する紛争事件における実体判断及び訴訟手続上のルールを具体的に明確化するものである。現時点でまだ社会的なコンセンサスが形成されていない問題については、本意見ではあえて規定を設けていない。本意見は全5章・計24条から構成されており、主な内容は以下のとおりである。

(I) AIに関する紛争事件の審理における基本的な法原則

本意見第1条は、AIに関する紛争事件の審理における基本的な法原則を定めている。

第一に、「人間本位」の原則である。すなわち、当該原則の目的及び内容は、事件の審理及び法規範の適用において、現行法の規定に基づき、知る権利、選択権等の市民の権利を保障するとともに、アルゴリズムによる差別の防止及び解消に努め、AI技術の濫用等によって人民の適法な權益を侵害する行為を規制し、法的な観点からAI技術によって生じ得る社会的リスクを防止することである。

第二に、法律及び政策を通じて、AI分野、産業及び技術の発展を支援することである。

第三に、安全上のリスクを防止することである。法的責任を認定するに当たっては、汎用型モデルと専用型モデル、オープンソースモデルとクローズドモデル等について、技術原理、リスクの影響及びリスクをコントロールする能力の相違を踏まえ、開発者、提供者、利用者等の各主体の法的責任を合理的に区分する。

また、AIを故意に利用して犯罪行為を実施した場合には、法に従って厳正に処罰するものとされている。一方、AIの研究開発及び応用における革新的な行為については、人民法院は法に従い慎重に取り扱うべきものとされている。

(2) AIに関する権利侵害事件の審理に関する指針

まず、本意見第2条は、AIに関する権利侵害責任の帰責原則を明確にしている。法律に別段の定めがある場合を除き、AIを利用して民事上の權益を侵害したことによって生じた法的責任に

ついては、「民法典」第1165条に定める過失責任の原則に基づき認定すべきものとしている。

もっとも、本意見の方向性としては、自然人の権利を保護することを前提としつつ、他方で、生成AIサービス提供者の権利侵害責任については慎重に認定し、責任を過度に加重することにより関連するAIサービス分野の発展及び進歩を阻害すること避けるものとなっている。本意見は、サービス提供者と悪意ある利用者の民事責任を区別するとともに、サービス提供者が被侵害者から通知を受けた場合には、関連する生成結果及び指示を停止・遮断する等、必要な措置を講じる義務を負うことを定めている。

また、本意見は、現在一般的にみられるAIに関する権利侵害行為を列挙し、それぞれについて審理上の指針を示している。具体的には、主として以下の行為が挙げられている。

- ① 生成AIを利用して「ディープフェイク」や「故人の復活」等を行い、人格権を侵害する行為
- ② AIを利用して「開盒」や「人肉搜索」（いずれもインターネット上で自然人のプライバシー情報を不正収集・公開する行為）等自然人のプライバシーを侵害する行為
- ③ 「ビッグデータによる顧客差別」や「著名人になりすましたライブコマース」等、消費者の權益を侵害する行為

その中では、裁判所が権利侵害行為を判断する際の要素及び基準が重点的に示されている。裁判所は、法に従い、関係する自然人の平穏な生活、名誉、肖像、音声、プライバシー等の権利に対する侵害の程度を判断し、行為者に対して、関係する各法令に基づく民事責任を負わせることとしている。

AIの学習データの利用過程において個人情報に関する權益を侵害する行為については、本意見は「合理的な範囲を総合的に考慮する」という原則を示している。AIの利用が「合理的な範囲」に該当するか否かを判断するに当たっては、裁判所は、個人情報処理する目的、モデルの機能上の必要性及び相当性、当該利用行為が対象となる個人情報の種類・機微性及び個人の權益等に及ぼす直接的又は潜在的な影響、並びに個人情報が公開された際の状況及び合理的に予想される利用範囲等の要素を総合的に考慮すべきものとしている。

さらに、本意見は、中国において最近特に注目されているAIを利用した自動運転及び運転支援によって生じる交通事故についても、責任認定に関する一連の規定を設けている。第2条11項

は、運転者は「民法典」及び「道路交通安全法」の関連規定に従って損害賠償責任を負うものとされ、AIによる自動運転又は運転支援機能を利用する際の運転者の注意義務についても規定されている。他方、車両の製品上又は機能上の欠陥によって交通事故が発生した場合には、運転者、製造者及び販売者が連帯責任を負うこととされている。また、AIを利用した運転関連製品の製造者及び販売者について、広告に関するコンプライアンス義務、必要な記録及びデータの提供義務等、「消費者権益保護法」上の義務についても規定されている。

(3) AIに関する知的財産権事件の審理に関する指針

本意見第3条は、AIに関する知的財産権事件について具体的な司法上の指針を示している。

特に注目されるのは第14条であり、AIに関する発明創造が、自然法則に従う技術的手段を採用し、技術的課題を解決し、かつ自然法則に適合する技術的效果を得た場合、人民法院は、原則として、これを特許法による保護対象に該当すると認定すべきものとされている。ただし、法律又は社会道徳に違反し、公共の利益を害する場合、又は自然人が実質的な貢献をしていない場合を除くものとされている。もし自然人がAIを利用して発明創造を完成させ、その自然人が当該発明創造の実質的な特徴について創造的な貢献をした場合には、当該自然人を発明者と認定すべきものとされている。また、AIに関する特許明細書における技術的解決手段の記載が、当該技術分野における通常の知識を有する者が当該発明を実施できる程度に達している場合には、十分な開示という特許付与要件を満たすものと認定すべきとしている。

さらに、知的財産権紛争におけるAI開発者の立証責任についても明確にしている。また、AIが利用するデータ及びデータセット等についても、所定の要件を満たす場合には、「著作権法」、「不正競争防止法」、「独占禁止法」等に基づき、著作物、営業秘密等の分野における保護を受けるべきことを明確にしている。

(4) AI関連紛争の審理手続とAIを利用した司法妨害行為の処罰

本意見第4条は、AIに関する紛争事件を審理する際、裁判所が技術面及び専門性を重視し、当事者に対して十分かつ全面的な立証を行うよう指導・釈明するとともに、鑑定、専門家補助人及び技術調査の役割を十分に発揮させるべきことを定めている。

現実には、AIを利用して不適切な立証を行ったり、証拠を偽造したり、事実を捏造して虚偽訴訟を提起したり、あるいはAIが生成した訴訟文書について十分な確認を行わなかったことにより、裁判所の審理を妨害する事例も存在する。本意見第4条第20項は、このような行為について、「民事訴訟法」第114条に定める訴訟妨害行為として処罰すべきことを示しており、情状が重大な場合には犯罪を構成する可能性があるとしている。また、弁護士を含む訴訟参加人について、文書を提出する前に、その内容の正確性を確認する義務を果たさなければならないこ

とも明確にしている。

以上のとおり、本意見は、AIの法律分野における利用について一定の原則、制限及び要求を設けたものといえる。AIに関連する法律上の紛争が増加しつつある近時の状況において、本意見は、実務上の適用可能性が高く、中国におけるAIに関する立法及び司法の積極的な動向を示すものと評価することができる。

(最高人民法院2026年9月7日公布、同日施行)

2. 最高人民法院による「著作権民事紛争事件の審理における法律適用上の若干の問題に関する解釈」(2026年)修正

最高人民法院は、2026年5月25日、「著作権民事紛争事件の審理における法律適用上の若干の問題に関する解釈」(法釈〔2026〕18号、以下「本解釈」という。)を改正する決定を行った。

本解釈は、2020年版について大幅な改正を行ったものであり、2021年の「著作権法」改正以降、及びビッグデータやAI技術の発展を背景として、司法実務上生じていた重要な問題に対応するものである。改正後の本解釈は全28条から構成されており、今回の主な改正内容は以下のとおりである。

(1) 著作権民事紛争事件の種類を追加

第1条において、著作権民事紛争事件の種類として、新たに第3号を追加し、「訴訟前又は訴訟中における著作権及び著作権に関連する権益の侵害行為の停止の申立てに起因する損害賠償責任に関する紛争事件」を規定した。本解釈の施行後は、著作権に関する訴訟前又は訴訟中の保全措置(財産保全、行為保全等)を誤って申し立てられたことによって損害を被った場合、損害賠償を請求する訴訟を提起が可能となる。

(2) ニュースの定義を改正し、デジタル化されたコンテンツに関する規定を追加

本解釈第14条は、従来の「マスメディアを通じて伝達される単なる事実の報道は、『著作権法』に定める時事ニュースに該当する」との定義を、「他人が取材・編集した単なる事実の情報を転載する場合には、その出典を明記しなければならない」と改めた。

また、第17条において、転載の対象となる媒体を、紙媒体の新聞及び雑誌だけでなく、それらの紙面・レイアウトと同一の形式によるデジタル版にも拡張した。

さらに、「新聞・雑誌とインターネット情報サービス提供者との間で相互に転載する場合、又はインターネット情報サービス提供者間で既に公表された著作物を相互に転載する場合には、転載に関する規定を適用せず、著作権者の許諾を得た上で、報酬を支払わなければならない」との規定が新たに追加された。

(3) 美術作品の複製物の再利用及び流通を制限

本解釈第16条第2項は、美術作品の複製物又は模写物の再利用について制限を設けている。

従来の「合理的な方法及び範囲内で美術作品の模写、絵画、写真撮影、録画等を再利用する場合には、権利侵害を構成しな

い」との規定を改め、「その成果物を合理的な方法及び範囲内で再利用することはできるが、著作権者の許諾を得ない限り、同一の方法により設置、展示又は公衆送信を行ってはならない」とした。

(4) 著作権侵害による損害賠償額の裁量要素を変更

人民法院が著作権侵害による損害賠償額を決定する際に考慮すべき要素について、今回の改正では、第25条に定められていた「著作物の種類、合理的な使用料、侵害行為の性質、結果等の事情」という規定を、「著作物の種類、被告とされた侵害者の過失の程度、侵害行為の性質及び結果等の事情」と改めた。

これにより、侵害者の過失の程度が、裁判所が損害賠償額を認定する上で重要な考慮要素となり、今後の実務における新たな争点となることが予想される。

(最高人民法院2026年8月19日公布、2026年9月1日施行)

3. 国家広播電視総局による「微短劇発展管理弁法」

微短劇（マイクロ・ショートドラマ）とは、1話当たりの放送時間が20分未満であり、明確なテーマを有し、連続性及び完結性のあるストーリー展開を備え、登場人物が明確に設定されたドラマ作品をいう。

近年、中国で急速に人気を集めているインターネット上のエンターテインメントコンテンツとして、微短劇は、抖音（ティックトック）を含む各種プラットフォームで急速に普及している。現在、中国における微短劇の視聴規模は、主要なインターネット動画プラットフォームにおける長編動画の視聴規模の合計と同程度に達しており、さらにこれを上回る傾向を示している。

このような新たなメディア形態に対応するため、国家広播電視総局は、2026年7月30日、「微短劇発展管理弁法」（以下「本弁法」という。）を公布し、同年9月1日から施行した。

本弁法の主要な目的は、微短劇産業の発展を支援するとともに、その適正な管理を行うことである。本弁法は全8章・計54条から構成されており、主な内容は以下のとおりである。

(1) 微短劇の分類及び届出・審査制度

本弁法第5条は、微短劇を、投資規模及び題材に応じて、第1類、第2類及び第3類に分類している。

第1類は、投資規模が大きく、政治、外交、国家安全保障等の特殊な題材を取り扱うものをいい、省・自治区・直轄市以上の放送・テレビ行政主管部門に審査を申請し、許可を取得する必

要がある。第2類は、投資規模が比較的小さく、一般的な題材を取り扱う微短劇をいう。第3類は、投資規模が小さく、一般的な内容を取り扱う微短劇をいう。

第1類及び第2類の微短劇については、関係主管部門に届出を行い、承認文書を取得する必要がある。一方、第3類については、放送前の申告のみが求められている。

(2) 撮影が禁止される内容及びAI技術に関する制限

第25条は、撮影が禁止される内容として11項目を定めている。これには、法律違反、国家安全保障への危害、民族間の憎悪の扇動、差別、公序良俗に反する内容、虚偽情報の流布等、法律、行政法規及び規則によって禁止されている内容が含まれる。特に注目されるのは、未成年者の適法な権益を侵害し、又は未成年者の心身の健全な発達を害する内容の撮影を禁止している点である。これは、微短劇の視聴者の中に多数の未成年者が含まれていることを踏まえた規定である。

また、本弁法第38条は、分類管理制度及び退出制度を構築することを定めている。

(3) 法的責任

本弁法第5章は、微短劇の制作事業者について、審査申請義務、違反作品の配信禁止義務、アルゴリズムに関するコンプライアンス要件、データセキュリティ保護義務、及びユーザー契約における消費者権益保護義務を定めている。違反した作品を配信した場合、又はコンテンツが規制に違反した場合には、「広播電視管理条例」に基づき行政処罰が科される。

(4) 中国・外国間の共同制作、輸入及び海外展開

本弁法第8条は、微短劇について、中国と外国との共同制作、海外作品の導入及び海外展開を重視し、これらを支援する方針も示している。

本弁法第52条は、中国と外国との共同制作による微短劇及び海外から導入する微短劇について、國務院の放送・テレビ主管部門の関連規定に従って実施するものとしている。また、中国国内で撮影され、国外での放送を目的とする微短劇については、本弁法における届出・公示及び審査・許可に関する規定が適用される。

(国家広播電視総局2026年7月30日公布、2026年9月1日施行)

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ✉メールアドレス：info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。